



## 森田恵三社会保険労務士事務所 関西社会労働保険問題懇話会

# 便り No.50

(労働保険事務組合 関西社労懇)

〒610-1101 京都市西京区大枝北沓掛町2丁目12-3 サンシティ桂坂参番館 415

TEL 075-203-6224 FAX 075-203-1573 E-MAIL [sugi-sr@maia.conet.ne.jp](mailto:sugi-sr@maia.conet.ne.jp)

### 「地域別最低賃金」の引上げに伴う給与計算への影響は？

全国の最低賃金が10月から改定になります  
近畿の地域別最低賃金は下記のとおりです

	改定後	改定前	発行年月日
京都	856	831	H29. 10. 1～
大阪	909	883	H29. 9. 30～
滋賀	813	788	H29. 10. 5～
兵庫	844	819	H29. 10. 1～
奈良	788	762	H29. 10. 1～
和歌山	777	753	H29. 10. 1～

#### ◆最低賃金はどのように決まるの？

最低賃金は、最低賃金審議会(使用者代表、労働者代表、公益代表の各同数の委員で構成)において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考に審議を行い決定しています。

#### ◆地域別最低賃金の判断基準は？

地域別最低賃金は、(1)労働者の生計費、(2)労働者の賃金、(3)通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、

「労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること」とされています。

#### ◆昨年度より25円高い848円

今年度の全国加重平均額は848円で、昨年度に比べ25円の引上げとなりましたが、これは、昨年度に引き続き、現行制度が始まった平成14年度以来最高の引上げ額です。

ちょっと京都府の最低賃金の変遷を見てみましょう

	最低賃金額(円)	差額(円)
H14年	677	—
H15年	677	0
H16年	678	1
H17年	682	4
H18年	686	4
H19年	700	14
H20年	717	17
H21年	729	12
H22年	749	20
H23年	751	2
H24年	759	8
H25年	773	14
H26年	789	16
H27年	807	18
H28年	831	24
H29年	856	25

#### ◆2023(平成34)年度には1,000円まで引き上げられる!?

最低賃金は、近年大幅な引上げの流れが続いています。これは、政府が中期目標として全国加重平均で最低賃金1,000円を掲げ、毎年3%程度引き上げるとしていることによります。

今年度の引上げ幅も3%となっており、このまま3%ずつ引き上げられると2023年度には1,000円に達しますが、従業員の生活の安定のためとはいえ、中小事業所にとっては社会保険料の事業主負担と同時に、重い負担となりかねません。

#### ◆最低賃金の計算の仕方は？

最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金で計算します。具体的には実際に支払われる賃金から以下の賃金を除外したものが対象となります。



### 【最低賃金の対象とならない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金  
(結婚手当、一時金など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金  
(賞与など)
- (3) 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
- (4) 精皆勤手当
- (5) 通勤手当
- (6) 家族手当



上記の手当を引いた給与額を1ヶ月の所定労働時間で割って出した時間給が最低賃金を下回っていないか確認をしてください。

### ◆最低賃金引き上げの給与計算の実務は？

給与計算においては、発効日以降に対し、最低賃金が適用されます。京都では10月1日勤務分に対する支払いからになります。賃金計算期間の途中で発効日がある場合は賃金計算期間の途中で時給額が変更となりますから注意してください。

この場合、発効日を含む月の賃金計算期間の初日から前倒しで時給を引き上げることもできますし、据置き計算して、引上げ後の差額を調整給として支給する等の方法があります(同月計算期間内)。

### ◆ 特定(産業別)最低賃金もあります

一部の産業については、地域別より高い「産業別最低賃金額」が定められています。これは各都道府県により異なり、地域別と産業別を比較し、高い方の最低賃金が適用となります。詳しくは特定最低賃金全国一覧のHPでご確認ください。

### 老齢年金の受給に必要な資格期間が25年から10年に改定されました。

国民年金は原則20歳から加入しますが、これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間(厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む)と国民年金の保険料免除期間や、加入していたものとみなす期間(カラ期間)などを合算した資格期間といわれる期間が原則として

25年(300カ月)以上必要で25年の資格要件に満たない方は無年金となっていました。この25年という期間は長すぎるという問題、年金がセーフティーネットの機能を果していないという問題、年金保険料を納めない未加入者問題を改善するために、平成29年8月1日からは、資格期間が10年(120カ月)以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

### ◆ただし年金額は低くなります

老齢年金の額は納付していた月数に応じて決まります。国民年金の老齢基礎年金の場合は、20歳~60歳の40年間(480カ月)納めた場合に満額の779,300円になります。加入期間が10年の場合は4分の1の194,800円(月額16000円)の年金額になります。

### ◆保険料を納める方法があります

加入期間が短い方は、60歳以降も任意で加入し保険料を納める任意加入制度や、直近5年間に未納の期間がある場合に遡って納める後納制度があります。年金受給をあきらめておられる方がございましたら当事務所までご相談ください。

### トピックス 厚生年金が改定されました

厚生年金保険料の料率および、算定基礎届に伴う標準報酬月額等級の改定が、9月分(10月納付分)から適用されます。給与計算の際、ご注意ください。

### ~当事務所よりひと言~

☆厚生年金の保険料率は、年金制度改革に基づき平成16年から段階的に引き上げられてきましたが、今回で引上げが終了し、以降の厚生年金保険料率は18.3%で固定されます。社会保険料の事業主負担が大きいのしかかっていますが、これで一区切りとなります。

一方、最低賃金はこれからも引き続き上げとなる見通しです。従業員の皆さんが安心して暮らしていけることと同時に、事業所の負担の問題を共に考えさせていただきたいと思えます。お気軽にお問い合わせください。

